

事例から学ぶ

相談員のための **トラブル対策**

NEWS

## 居室に見守りカメラを設置したいという家族の申し出

## ■スマホ連動の見守りカメラを設置したい

Mさん（78歳男性）は認知症がある要介護度3の在宅の利用者ですが、介護をしている息子さんが転勤になり、介護付き有料老人ホームに入居することになりました。入所の際、IT関係に勤めている息子さんから「仕事が忙しくなかなか面会に来られないので心配だ。スマホ連動の見守りカメラを居室に設置したい」と申し出がありました。「置いておくだけで居室の様子をスマホで常時見られる上、録画もできるので安心だ」と相談員に機器について詳しく説明を始めました。

相談員は「検討させて欲しい」と言って持ち帰り、施設長に相談したところ、施設長は「勝手に監視カメラなど設置できる訳ないだろう。録画されたら個人情報保護の問題もある。ダメに決まっている」と、カメラの設置を認めませんでした。その旨を息子さんに伝えたとところ「自室に安否確認のカメラを付けるのは問題ないはずだ。今時どこの家にも監視カメラがたくさん付いていて録画もしている。何が問題なのだ」と納得していただけませんでした。再度息子さんの意向を施設長に伝えましたが、施設長の答えは変わりませんでした。息子さんは、「子供が自分の親を見守りたい、と言っているのに、なぜ拒否するんだ。法的にも問題はないはずだ、弁護士に相談する」と態度は強硬です…。

## 介護付有料老人ホームにおける見守りカメラの設置

## ■見守りカメラの設置は契約上可能か？

息子さんの主張するスマホ連動の見守りカメラの設置を、施設は拒否できるのでしょうか？入所契約上問題がないか検討してみましょう。一般的な入居契約書であれば、入居者は事業者の許可なく「目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する」ことはできないとされています。

<https://www.pref.gunma.jp/contents/000303356.pdf>（モデル契約書20条の2）

このモデル契約書の場合、見守りカメラの設置がこの条項に反するかどうか問題となります。設置工事を必要としない家電製品を居室内に置くことは「工作物の設置」には該当しませんので、現在の老人ホームの標準的な契約条項からは断ることは難しいと考えられます。また、老人ホームには契約書の他に管理規程がありますが、管理規程の「居室等の使用細則」にも、カメラを置くことを制限するような条項が見当たらなければ、問題にはならないでしょう。これらを総合的に判断すると、施設長の一方的な判断で「設置できる訳ないだろう」というだけでは根拠を欠いていることとなります。

## ■見守りカメラ設置のリスクを説明する

居室への見守りカメラの設置は入所契約上は問題がないとしても、実際に見守りカメラを設置することで発生する可能性のある様々なリスクを施設が丁寧に説明したうえで、息子さんに判断してもらわなければなりません。まず、居室に見守りカメラを設置すれば、居室に出入りする職員や他の利用者や面会者など、本人以外の人も容姿が撮影されてしまうかもしれません。本人の了解なく他人の容姿を撮影することは、プライバシー（肖像権）の侵害に該当するケースもあるため、場合によっては不法行為として損害賠償請求をされる可能性があります。

また、見守りカメラを通じて撮影された動画データはネット上のサーバーなどに保管される事が一般的です。しかし、ネット上の動画保存などのストレージサービスでは、そのデータが流出する事故も起きています。もし、職員を撮影した動画データが流出すれば責任を問われるのは息子さんです。このようなリスクがある事を認識していただく事が必要となります。それでもなお家族は、見守りカメラを設置する事にこだわのでしょうか？



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOST<sup>®</sup>ル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882